

平川市の子育て支援及び男女共同参画の推進に向けた実証実験に関する協定書

青森県平川市（以下「甲」という。）、パナソニック株式会社　くらしアプライアンス社キッチン空間事業部　冷蔵庫・食洗機 BU（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し平川市における食器洗い乾燥機を活用した子育て支援及び家事シェア促進に及ぼす影響や効果を測定するとともに、支援ニーズを把握することにより新たな政策を検討するため、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条　本協定は、甲及び乙が、緊密な相互連携と協働による活動を推進することにより、平川市における乙製食器洗い乾燥機(品番:NP-TSP1-W、以下「本件製品」という)を使用することによる、より一層の子育て支援及び家事シェア促進に及ぼす影響や効果を測定するとともに、支援ニーズを把握することにより新たな政策を検討することを目的とする。

（連携事項）

第2条　甲、乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、協力する。

- （1）食器洗い乾燥機を活用した実証実験の実施
- （2）実証実験の結果を踏まえた新たな政策の検討
- （3）その他、目的を達成する為に必要な事項

（定期協議）

第3条　甲、乙は、前条各号に定める事項を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとする。

（守秘義務）

第4条　甲、乙は、本協定に基づく連携に当たり、知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。ただし、事前に本協定上の他の全ての当事者の承諾を得た場合は、この限りではない。

（本協定の見直し）

第5条　甲、乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（有効期間及び更新）

第6条　本協定の有効期間は、本協定書の締結日から令和7年9月30日とする。

2. 甲、乙は前項の規定にかかわらず、本協定上の他のすべての当事者に対し、30日前までに書面をもって通知することにより、いつでも本協定を終了させることができる。

（その他）

第7条　本協定に定めのない事項及び本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲、乙は協議してこれを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙は、それぞれ署名または記名・捺印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和6年12月3日

甲 青森県平川市柏木町藤山 25 番地 6
平川市

平川市長

長尾忠行

乙 滋賀県草津市野路東 2 丁目 3 番 1－1 号
パナソニック株式会社
くらしアプライアンス社
キッチン空間事業部　冷蔵庫・食洗機 BU

BU 長

太田晃雄